

平成30年度

「連合の教育」の重点



相楽東部広域連合教育委員会

I 「連合の教育」の基本方針

1 社会における教育の機能

「人づくり・地域づくり・未来づくり」
～ 人づくりによる地域と未来の創生 ～

2 未来を展望した教育

- 地方創生の実現に向けて子どもが地域に愛着を持つことのできる教育の推進
- 少子化・人口減少社会に対応した活力ある教育活動の展開
- 変化の激しい社会に対応すべく「不易と流行」による教育の展開

3 広域連合による教育への期待

＝特性を活かした“ならでは”の教育の推進＝

- (1) 各校のよさの共有、相互支援、切磋琢磨による学校の活性化
- (2) 学校間の連携強化による児童生徒の学習意欲の向上
- (3) 地域の特性、住民のニーズを踏まえた学習機会や場の提供と学習環境の充実
- (4) 生涯学習社会の実現に向けた地域住民の活発な交流とつながり

II 「連合の教育」の基本理念

1 目指す人間像

- 他人を思いやり、積極的に自然、人、社会とつながりながら、次代の相楽東部を支える人
- 自らの能力や可能性を最大限に伸ばし、これからの社会づくりに貢献できる人

2 児童生徒にはぐくみたい力

【展望する力】 夢と希望を持ち、生涯にわたって自ら学び自らを高め、未来を見通し、切り拓く力

- 【つながる力】 人権感覚、道徳心を身に付け、ふるさとを愛し、自然、人、社会とつながり共生できる力
- 【挑戦する力】 自らの目標を実現するため、失敗を恐れず挑戦し続ける強い意志と、健康でたくましく生きる力

Ⅲ 「連合の教育」の施策推進の視点

1 小規模校の特性を活かした“相楽東部ならではの”教育

複式学級をはじめとする少人数教育の充実を図り、管内学校間の多様な交流や合同学習を組織的・計画的に推進するなど、小規模校の特性を活かした教育活動を展開する。

2 社会総がかりで取り組む教育

子どもが人や社会とつながり共に生きる心をはぐくむために、学校はもとより、家庭、地域社会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら協働し、社会総がかりで取り組む。

3 幼児期から成人までを見通した教育

『はぐくみたい力』をバランスよく育成するため、各校が校種を越えてつながり、幼児期から成人までの見通しをもった教育を進める。

4 新たな課題や社会状況の変化に適切に対応する教育

◇ 子どもの貧困対策

すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されことなく、その将来に夢や希望をもって成長していける社会の実現を目指す。

◇ グローバル人材育成

グローバル化した社会で活躍できる人材育成のための教育環境づくりを積極的に推進する。

◇ 高度情報化への対応

学校教育の場においてＩＣＴの利活用を積極的に進め、児童生徒の学習意欲、主体的・対話的で深い学び、思考力、判断力などの向上を図る。

Ⅳ 「連合の教育」の年度別目標

平成

- 21 年度 1 年目…継続を基本とした基盤づくり
- 22 年度 2 年目…調整と改善、共有
- 23 年度 3 年目…軌道に乗せて
- 24 年度 4 年目…軌道修正による安定走行
- 25 年度 5 年目…活性化に向けて ～展望！つながり！挑戦！～
- 26 年度 6 年目…『不易と流行』を見極めた教育の展開
～ “れんけい” による相互支援と切磋琢磨 ～
- 27 年度 7 年目… “連合だからできる、連合ならではの” の教育の推進
- 28 年度 8 年目…実を結ぶ “連合ならではの” の教育
- 29 年度 9 年目…教育課題へのアクティブ・アプローチ
- 30 年度 10 年目…連合の、連合による、連合のための人づくり

Ⅴ 広域連合の教員に求められる 5 つの力

- ① 気づく力 … 児童生徒の小さな変化にも気づく力
- ② 伸ばす力 … 児童生徒の個性や能力、主体性を伸ばす力
- ③ 展望する力 … 足元を見つめ、周りを見渡し、先々を見通す力
- ④ つながる力 … 児童生徒、他の教職員、保護者、地域とつながる力
- ⑤ 挑戦する力 … ものごとの改善に向かい、新たな課題に挑戦する力

Ⅵ 重点目標と取り組むべき項目

相楽東部の未来を創造する人づくり

<重点目標 1>

質の高い学力をはぐくむ

- (1) 基礎・基本の定着
- (2) 活用する力の育成
- (3) 学習意欲の向上

<重点目標 2>

他人を思いやる心、ふるさとを愛する心など豊かな人間性をはぐくむ

- (4) 他人を思いやる心、他者との共生を重んじる心の育成
- (5) 豊かな感性や情緒の育成
- (6) 読書活動を通じた創造力、表現力の育成
- (7) 地域の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心の育成

<重点目標 3>

たくましく健やかな身体をはぐくむ

- (8) 体力の向上
- (9) 健やかな身体の育成
- (10) 食育の推進

<重点目標 4>

一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす

- (11) 小規模校の特性を活かした“相楽東部ならでは”の魅力ある学校づくり
- (12) 人権教育の推進
- (13) 特別支援教育の推進
- (14) 幼児教育の推進
- (15) キャリア教育の推進
- (16) スポーツの推進

<重点目標 5>

社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

- (17) 規範意識やコミュニケーション能力を高める教育の推進
- (18) 公共の精神や社会参画の意識をはぐくむ教育の推進
- (19) 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の推進
- (20) グローバル化に対応できる人材の育成

子どもの学びを支える教育環境づくり

<重点目標 6>

安心・安全で充実した教育の環境を整備する

- (21) 学校危機管理・安全対策の充実
- (22) いじめや暴力行為の防止対策の充実
- (23) 不登校の子どもへのきめ細かな支援
- (24) 経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実
- (25) 学校施設整備の充実

<重点目標 7>

学校の教育力の向上を図る

- (26) 質の高い教育環境の充実
- (27) きめ細かな指導体制の充実
- (28) 教職員が子どもに向き合える環境づくり
- (29) 教職員の資質・能力の向上
- (30) 学校間（小小・中中・小中等）連携の充実
- (31) 家庭や地域社会とのつながり、地域貢献等による信頼される学校づくり

<重点目標 8>

すべての教育の出発点である家庭教育を支援する

- (32) 学習機会の充実
- (33) サポート体制の充実
- (34) ネットワークづくりの推進

<重点目標 9>

地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる

- (35) 子どもの活動の場の充実
- (36) 学校を支援する活動の充実
- (37) 子どもの健全育成のための環境づくり

<重点目標 10>

生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる

- (38) 生涯学習環境の充実
- (39) 生涯スポーツ環境の充実
- (40) 生涯学習施設などを活用した学習活動

学校教育の重点

1 学校教育の3本柱

- (1) “相楽東部だからできる” “相楽東部ならではの” の教育の一層の推進
 - 広域連合のよさ、小規模校の特性を活かした特色ある教育活動の展開
 - 我がふるさとを愛し、我がふるさとを誇りに思う児童生徒の育成
 - 地域を巻き込んだ土曜教育、学校による地域貢献等の充実
- (2) 質の高い学力をはぐくむこと
 - 基礎・基本の定着、活用する力の育成、学習意欲の向上
 - 新学習指導要領移行措置に対応すべくカリキュラム・マネジメント
 - 課題（領域・観点等）と目標（数値化）の共有、組織による実践
- (3) 豊かな人間性の育成
 - 道徳教育、人権教育の一層の充実
 - 他人を思いやる心、他者との共生を重んじる心の育成

2 具体的重点事項

- ① 一人一人が包み込まれ、みんなでつながる学校づくり
 - いじめの未然防止と不登校児童生徒ゼロを目指す取組の推進
 - スクールカウンセラーと連携した教育相談、生徒指導の充実
- ② 児童生徒の体力の向上と健やかなからだづくり
 - 指導体制の確立による運動能力、競技力の向上と運動部活動の充実
 - 薬物乱用防止など多様化、深刻化する健康課題への組織的対応
- ③ 特別支援教育の充実
 - 障がいによる教育上特別な支援を必要とする全ての児童生徒への適切な支援
 - 特別支援学級の充実と相楽通級指導教室の積極的活用
- ④ 感性を磨き、創造力や表現力などを高める読書活動の推進
 - 「子どもの読書活動推進計画」に基づく『読書に親しむ活動』の推進
 - 管内各町村図書室との積極的な連携
- ⑤ 管内学校間連携強化による相互支援と切磋琢磨
 - 交流（合同）学習における小小・中中連携、教科指導に係る小中連携
 - 小中の確かなつながり、教職員間交流の充実
- ⑥ 目標に向かって挑戦し続け、外とつながる活気のある学校
 - 児童生徒の個性や能力、主体性を伸ばし、対外的にも活躍する学校
 - 連合教育委員会研究指定校における研究発表会
- ⑦ いのちを守るべく、安心・安全な学校づくり
 - 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）の育成
 - 安心・安全の確保に向けた教育環境づくり

重点目標 1
質の高い学力を
はぐくむ

(1) 基礎・基本

(2) 活用する力

(3) 学習意欲

- ①少人数による教育のよさを活かした学習支援、交流学习・合同学習や小中連携授業の実施など、基礎・基本の確実な定着を図る取組の推進 (1)
- ②「全国学力・学習状況調査」、「京都府学力診断テスト」、管内統一の学力診断テストなどを活用した一人一人の学力の状況に応じた指導の充実及び授業改善 (1) (2) (3)
- ③児童生徒の「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を実現する授業づくりの推進 (1) (2) (3)
- ④A L Tの効果的活用や小中連携等による小・中学校英語指導の充実 (1) (2) (3)
- ⑤「中1振り返り集中学習」や「中2学力アップ集中講座」などを活用した基礎・基本の徹底 (1)
- ⑥児童生徒が主体的・対話的に学び、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の資質や能力の育成 (1) (2)
- ⑦デジタル教材や「算数・数学ナビつーる」などの学習支援教材の活用 (1) (2)
- ⑧『家庭学習の手引き』等により啓発を図り、家庭と連携した学習習慣の定着に向けた取組の充実 (1) (3)
- ⑨思考力・判断力・表現力などの育成を図るべく、各教科等の特質に応じた言語活動のさらなる充実 (2)
- ⑩研究者や社会人の専門性、地域の人的資源等を活かした授業の実施 (2) (3)
- ⑪校長のリーダーシップのもとに課題（領域・観点等）と目標（数値化）を全教職員で共有し、組織が一体となって質の高い学力をはぐくむ取組の推進 (1) (2) (3)
- ⑫I C Tを活用した学習指導の充実 (1) (2) (3)

重点目標 2

他人を思いやる心、ふるさとを愛する心など豊かな人間性をはぐくむ

- (4) 他人を思いやる心、他者との共生
- (5) 豊かな感性や情緒
- (6) 読書活動を通じた創造力、表現力
- (7) 地域の伝統と文化

- ①全教職員で推進すべく道徳の教科化を踏まえた道徳教育の推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善 (4) (5)
- ②「京の子ども 明日へのとびら」、「私たちの道徳」をはじめ効果的な資料の活用や体験活動を活かした多様な指導による心の教育の充実 (4) (5)
- ③他人を思いやる心、他者との共生を重んじる心などをはぐくむべく、多様な学習活動による児童生徒の心に響く道徳科授業の展開 (4) (5)
- ④「特別の教科 道徳」における指導のねらいに即した指導方法の工夫 (4) (5)
- ⑤校長、教頭、教務主任、養護教諭等の『担任外による道徳授業』の実施 (4) (5)
- ⑥京都府及び相楽東部広域連合「子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、家庭、学校、公共図書館、読み聞かせボランティア等が一体となって取り組む読書活動の推進 (6)
- ⑦図書室の環境充実、配置された図書館司書の有効活用による読書活動の充実 (6)
- ⑧お茶学習、地域との交流をはじめとする『ふるさと学習』の充実により、我がふるさとを愛し、我がふるさとを誇りに思う児童生徒の育成 (4) (7)
- ⑨ものづくり体験活動や自然・文化体験活動などの充実 (7)
- ⑩「KYO発見 仕事・文化体験活動」や管内の伝統文化事業、校内芸術鑑賞会などを活用した京都や地域の伝統文化、芸術文化活動の充実 (7)

重点目標 3

たくましく健やかな身体をはぐくむ

- (8) 体力の向上
- (9) 健やかな身体の育成
- (10) 食育の推進

- ①体力・運動能力の課題解決に向けた「体力向上推進プロジェクト」の取組推進と小学校における「運動あそびガイドブック」や「京の子ども元気なからだスタンダード」等の活用推進 (8)

- ②生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しむことができる環境づくり (8)
- ③「運動部活動指導ハンドブック」を活用した部活動の充実と指導方法の改善 (8)
- ④体育的行事や運動部活動の充実、小中連携による指導体制の強化、各種大会や地域スポーツクラブへの積極的参加などによる競技力の向上 (8)
- ⑤薬物乱用防止教育、「生命（いのち）のがん教育」をはじめ、多様化・深刻化する健康課題に対応する組織的体制及び取組の充実 (9)
- ⑥食に関する指導計画に基づく教科横断的な指導の充実と学校給食を通じた地域の食文化等の理解を図る食育の推進 (10)

重点目標 4
一人一人を大切に
し、個性や能力を最
大限に伸ばす

- (11) “相楽東部ならではの”の魅力ある学校づくり
- (12) 人権教育 (13) 特別支援教育
- (14) 幼児教育 (15) キャリア教育
- (16) スポーツ活動

- ①地域の自然や人材、組織、機関等を活かした教育活動の推進 (11)
- ②地域の実態に応じた教育システムの構築、“相楽東部だからできる” “相楽東部ならではの”の学校づくり、小規模校及び複式学級校の特性を活かした教育活動の一層の推進 (11)
- ③特色ある学校づくり、子どもや保護者にとって“魅力ある”学校づくりを進めるべく、『我が校の自慢』とする教育活動の一層の推進 (11)
- ④4つの観点（人権としての教育、人権についての教育、人権のための教育、人権を通じての教育）に基づいて展開する人権教育の具体的取組 (12)
- ⑤「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」等差別のない社会の実現を目指す法律を踏まえた人権教育の一層の推進 (12) (13)
- ⑥インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権教育の推進 (12)
- ⑦人権教育を推進していくための、教職員等の認識の深化及び実践力・指導力向上を図る人権研修の充実 (12)

- ⑧同和問題の解決を目指し、部落差別の解消に向けた『教育と啓発』の充実（12）
- ⑨人権教育の担い手として、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法の継承と活用を図る人権教育の推進（12）
- ⑩共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育推進と障がいにより教育上特別な支援を必要とする全ての児童生徒への適切な支援（13）
- ⑪特別支援学級の充実、特別支援教育支援員の配置、相楽通級指導教室の積極的活用、保・小・中連携による教育的支援の充実などを図る取組の推進（13）
- ⑫児童生徒の多様な教育的ニーズに対応すべく、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた授業の展開（13）
- ⑬幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの充実（14）
- ⑭望ましい職業観や勤労観を身に付け、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度の育成を目指すキャリア教育の充実（15）
- ⑮支援体制の充実によるアスリートの育成と競技力の向上（16）

重点目標 5

社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

- (17) 規範意識やコミュニケーション能力
- (18) 公共の精神や社会参画の意識
- (19) 現代的課題への関心・理解
- (20) グローバル化に対応できる人材

- ①学級活動・HR活動や道徳科での指導、非行防止教室の活用及び家庭との連携などによる規範意識の醸成（17）
- ②「法やルールに関する教育」の推進により、法、社会のルールやきまりについて理解し、ふるまい（行動）に移す能力の育成（17）
- ③ボランティア活動や地域に根ざした活動、地域と一体となった活動などを通じた社会に貢献する心やリーダーシップの育成（18）

- ④国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質や能力の育成 (18)
- ⑤校種間の連携や家庭、地域社会、関係諸機関との連携による環境教育の推進 (19)
- ⑥コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用する能力の育成及び情報に関するルール・マナーの徹底 (19)
- ⑦A L Tの活用、交流体験などによる異文化を理解・尊重する資質や能力の育成 (20)
- ⑧グローバル化に対応すべく、英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度の育成 (20)
- ⑨京都にある最先端の資源（人的・物的）を活用した将来のスペシャリストの積極的な育成 (20)

重点目標 6
安心・安全で充実した教育の環境を整備する

- (21) 学校危機管理・安全対策
- (22) いじめや暴力行為の防止
- (23) 不登校の子どもへのきめ細かな支援
- (24) 経済的に困難な環境にある子どもへの支援
- (25) 学校施設整備

- ①自らの命を守るべく、危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の計画的な実施 (21)
- ②「学校防災計画」を踏まえた「危険等発生時対処要領」の検証 (21)
- ③「地域の見守り隊」や「スクールサポーター」との積極的な連携・協働 (21)
- ④「相楽東部広域連合通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携した通学路の安全確保の推進 (21)
- ⑤「いじめ防止基本方針」に基づくいじめや暴力行為の未然防止・早期発見・早期対応 (22)
- ⑥児童生徒一人一人に「包み込まれているという感覚」を実感させるなど、不登校ゼロを目指す取組の推進 (23)

- ⑦生徒指導の機能（自己存在感、共感的理解、自己決定の場）を活かした教育活動の展開 （22）（23）
- ⑧スクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」の効果的な活用と密接な連携による教育相談及び生徒指導の充実 （22）（23）
- ⑨就・修学等を支援するための援護制度の周知・徹底や「まなび・生活アドバイザー」と連携した“学びと生活”の支援の充実 （24）
- ⑩子どもの状況把握に基づく教育相談や家庭支援の充実、福祉機関との調整 （24）
- ⑪ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、安心・安全に学習できる教育環境づくりの推進 （25）
- ⑫学校施設等の耐震化及び老朽化対策、地域の避難所としての防災機能の強化 （25）

重点目標 7
学校の教育力の
向上を図る

(26) 質の高い教育環境 (27) きめ細かや指導体制
(28) 子どもに向き合える環境 (29) 教職員の資質・能力
(30) 学校間（小小・中中・小中等）連携の充実
(31) 家庭や地域社会とのつながり、地域貢献

- ①学校図書室の教育的機能の充実と積極的活用 （26）
- ②「子どものための京都式少人数教育」や弾力的な講座編成を活かした、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな学習指導方法の工夫改善 （27）
- ③教職員相互の連携・協働を進める方法の工夫や業務改善による、教職員が自らの資質・能力の向上に取り組める環境づくり （28）（29）
- ④体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と部活動等における指導方法の改善 （29）
- ⑤児童生徒の実態把握と分析を進め、課題の解決に向けた校内研修の充実 （29）
- ⑥相楽東部広域連合教育委員会における研究指定事業の有効活用 （29）
- ⑦体験入学や交流活動など、校種を越えた取組の推進 （30）
- ⑧各中学校区におけるふるさと学習、連携授業、出前講座、クラブ指導、情報交換など小中連携の一層の推進 （30）

- ⑨交流学习や合同学習の充実、学校行事の共催など管内学校間連携の一層の推進（小・小・中中連携）（30）
- ⑩ホームページの活用等による学校から家庭や地域社会への積極的な情報発信及び学校関係者評価の充実（31）
- ⑪学校と地域社会が連携・協働した「地域学校協働活動推進事業」の展開や「京のまなび教室」の充実・発展（31）
- ⑫「自分たちの住む地域のために自分たちにできること」などの取組による、『学校の地域貢献』のさらなる推進（31）
- ⑬家庭や地域に開かれた学校づくりを一層進めるべく、土曜教育の充実（31）

重点目標 8
すべての教育の出発点である家庭教育を支援する

- (32) 学習機会の充実
- (33) サポート体制の充実
- (34) ネットワークづくりの推進

- ①子どもの生活習慣の確立や豊かな心の育成のための保護者支援や学習活動への協力（32）
- ②保護者を支援するための子育てに関わる家庭教育資料の活用（32）
- ③『家庭学習の手引き』等による児童生徒の家庭学習支援への啓発と協力（33）
- ④児童虐待の早期発見・早期対応のための校内相談体制の整備、相楽東部広域要保護児童対策地域協議会等との連携強化及び防止のための啓発の推進（32）（33）
- ⑤薬物乱用防止やネットトラブル等に関する学習資料を活用した保護者等の研修の実施及び保護者同士のネットワークづくりの推進（34）

重点目標 9
**地域社会の力を活か
して子どもをはぐく
む環境をつくる**

(35) 子どもの活動の場の充実
(36) 学校を支援する活動の充実
(37) 子どもの健全育成のための環境づくり

- ①地域の教育力を活かした体験活動や学習活動を、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に行う子どもの居場所づくりの推進 (35)
- ②地域住民の多様な生涯学習の成果を発揮できる機会の提供や地域学校協働活動など、地域の教育力の向上に向けた取組の推進 (36)
- ③子どもの読書に対する興味や関心を高めるための地域の読書ボランティア、各町村図書室等との連携協力 (36)-
- ④子どもの健全育成に向けた学校・家庭・地域社会・関係諸機関のネットワークの充実 (37)
- ⑤地域全体で子どもをはぐくむ取組の推進に向けての支援 (37)

重点目標10
**生涯学習社会の実現
に向けて学習環境を
充実させる**

(38) 生涯学習環境の充実
(39) 生涯スポーツ環境の充実
(40) 生涯学習施設などを活用した学習活動

- ①かさぎ・まなび塾（笠置町）、あそび塾（和束町）や“Ya! まなびclub”（南山城村）など地域の特色を活かした体験活動の充実 (38)
- ②地域住民対象の生涯学習講座の充実 (38)
- ③ライフステージやライフスタイルに応じた運動・スポーツ実践を学ぶための機会の充実 (39)
- ④地域コミュニティの活性化に向けたスポーツ指導者による地域のスポーツ組織・団体と学校との連携推進 (39)
- ⑤子どもたちや地域住民の体験活動・学習活動を充実させるための各町村図書室、自然の家、郷土資料館及び町村（広域連合）立の社会教育、生涯学習関連施設等との積極的な連携 (40)

社会教育の推進

いつでも・どこでも・誰もが、自己実現に向けて主体的に学び続け、学習成果を適切に活かすことのできる生涯学習社会の実現を目指して！

- ◎ 地域住民のニーズや現代社会に対応した事業の展開
 - ◎ 各町村における文化・スポーツ活動の活性化
 - ◎ 連合のよさを活かした3町村間の活発な交流と相互支援
 - ◎ 社会教育関係団体における主体的活動の促進
 - ◎ 学校、家庭、地域社会の連携・協働による子どもへの支援
- 1 乳幼児・青少年教育、成人教育や高齢者教育など生涯の各時期に応じた学習機会の充実
 - 2 地域の特色を活かした文化活動の充実・発展、各種文化サークルの活動促進
 - 3 地域住民のライフステージやライフスタイルに応じた生涯スポーツの推進
 - 4 家庭の教育力、地域社会の教育力の再生と向上を目指す取組の推進
 - 5 社会問題や現代的課題に対応すべく、学校・家庭・地域社会が連携・協働した子どもを支援する取組の推進
 - 6 学校・家庭・地域社会や関係諸機関、各種団体などが一体となった総合的な人権教育の推進

平成 30 年度の努力点

生涯学習社会の実現に向け、学校教育と社会教育の連携・融合を図りつつ、学校、家庭、地域社会をはじめ様々な教育機関・団体等との連携・協働のもと、人生の各時期に応じた多種多様な学習機会の提供や自発的な学習活動の支援など、学習環境の整備と充実に努める。

そのため、地域住民のニーズや現代社会に対応した事業を展開するとともに、学校、家庭(P T A)、地域社会及び高等教育機関・N P O・民間企業などと連携・協働しながら、学びのネットワークづくりの整備、充実に努める。

1 生涯学習の振興

- (1) 地域住民のニーズや現代社会に対応した事業と学習活動を充実させる。
- (2) 社会教育委員会における意見や助言を踏まえつつ生涯学習の振興を図る。
- (3) 生涯にわたってスポーツに親しむ「生涯スポーツ社会」の実現を図る。
- (4) 生涯学習における指導者の養成と確保に努める。
- (5) 社会教育関係団体等における主体的活動の促進を図る。
- (6) 社会教育施設等の機能を充実させ、社会資産の効果的な活用を図る。

2 家庭の教育力の向上

- (1) 子育てに関する各種講座を充実させ、親の学習活動を支援する。
- (2) 家庭の教育力を高めるため、子育てに係る情報発信や教育相談活動に努める。
- (3) 保護者同士の交流、地域の人との関わりを軸に、サポート体制の強化に努める。
- (4) 親子読書や読み聞かせなど家庭における読書活動を推進する。

3 地域社会の教育力の向上

- (1) 家庭、学校との連携・協働を強化し、社会総がかりで子どもをはぐくむ。
- (2) 地域力の向上を図るべく、強い絆で結ばれる地域づくりに努める。
- (3) 地域の文化や歴史に触れて、地域間交流を深め、ふるさとを愛する心を養う。
- (4) 各学習活動における学びの成果を活かす場や機会を提供する。

4 子どもへの支援の充実

- (1) 社会問題化している児童生徒数の激減に伴う環境の変化、子どもの貧困などへの対応を図る。
- (2) 学校・家庭・地域社会が連携・協働して次代を担う子どもを支援する。
- (3) 地域全体で子どもを見守る取組を推進する。

5 人権教育の推進

- (1) 人権尊重の理念や同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と認識を深める。
- (2) 差別のない社会の実現を目指した法律を踏まえ、人権教育の一層の充実を図る。
- (3) 人権は自分自身の課題であるという認識を深め、身近な人権問題の解決に向けて、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。
- (4) 個性や価値観の違いを認め合える共生社会の実現を目指す取組を推進する。
- (5) 学校・家庭・地域社会や関係機関、団体等と連携・協働し、総合的に取り組む。

生涯学習の振興

【目標】 地域住民が心豊かで充実した生活を営むためには、いつでも・どこでも・誰でも・多様な方法で生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会を実現することが大切である。

また、自然とつながる、人とつながる、地域とつながるなど、いわゆる「つながる力」を生涯学習推進のキーワードと捉え、“生涯を通して学び続けることができる学習環境の実現”に向け、学びのネットワークを作ることも大切である。

そのため、社会教育と学校教育の連携のもと、地域の特性を活かした多様な学習機会の提供や、現代的課題に関する学習活動の推進に向けた指導者の資質向上、文化・スポーツ活動に親しむ環境の充実に努める。

また、地域住民の生涯にわたる学習機会の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担う社会教育関係団体に対しては、その活性化を図るべく、主体的な活動ができるよう、求めに応じて指導と助言を行うなど、連携・協力を努める。

【具体的対応】

- (1) 乳幼児・青少年教育、成人教育事業、高齢者いきいき事業など生涯の各時期に応じた学習機会の充実
- (2) 少子化、貧困、環境問題などの現代的課題に関する学習活動を推進すべく、社会教育主事、生涯学習関係者などの資質向上を図る研修の充実
- (3) 多様な生涯学習の成果が学校教育に活かされ、自らの生きがいがいづくりや自己実現につながる場や機会の充実
- (4) 多様な学習ニーズに対応するため、他の行政機関、大学、企業、社会教育関係団体、NPOなどと連携した生涯学習の推進
- (5) 子ども、保護者、地域の人々がともに学び合う「土曜教育」の充実
- (6) 青少年育成委員会、文化・体育協会、サークル連絡会など生涯学習の充実に重要な役割を担う社会教育関係団体の主体的活動に対する適切な指導・助言と情報提供
- (7) 各図書室の施設整備の充実、府立図書館等との連携による利用者の拡大
- (8) 広報紙やHP、防災無線などを活用した地域住民への情報提供と相談体制の充実
- (9) 3町村の歴史と伝統文化についての理解を一層深め、次世代への継承と地域文化の創造に向けた取組の推進
- (10) 3町村における文化財の保護・愛護、調査活動、資料収集等の充実及び文化財の積極的な活用と次世代へ引き継ぐための普及啓発
- (11) 文化財の公開、専門家による出前講座や体験学習など、地域や関係機関と連携した郷土の歴史や文化を学ぶ取組の推進
- (12) 芸術の鑑賞や創作活動など、地域における多様な文化活動の支援、その成果を発表する機会の提供
- (13) 自然の家等を活用した自然体験活動や集団宿泊体験活動の充実
- (14) 地域の実情、住民のライフステージやライフスタイルに応じた生涯スポーツの推進
- (15) スポーツ推進委員などスポーツ指導者による地域コミュニティの活性化
- (16) 各種文化サークルの活動促進にかかる支援

家庭の教育力の向上

【目標】 家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣の確立や他人を思いやる心、生命を大切にし人権を尊重する心などの豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。また、子どもの「展望する力」・「つながる力」・「挑戦する力」をはぐくみ、発揮していくためには、子どもたち自身が見守られ、信頼され、期待されているなどの「包み込まれているという感覚」を実感できることが大切であり、家庭はその基礎を築く場としても重要である。

これらの家庭の教育力を高めるため、学校、地域社会及び関係諸機関・団体などと連携・協働しながら、保護者に対する学習機会の充実やサポート体制の充実、ネットワークづくりを図る取組を推進する。

【具体的対応】

- (1) 子育て・親育ち講座など、豊かな人間性（生命尊重、思いやり）をはぐくむ家庭の教育力の再生と向上を図る学習機会の充実
- (2) 地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成
- (3) 家庭教育支援に向けた、関係機関のネットワークづくり
- (4) 親子で参加する『食育講座』など、食生活や食習慣の大切さを学ぶ機会の充実
- (5) 家庭教育手帳など子育てに関する情報提供及び電話教育相談、メール教育相談、巡回教育相談など京都府教育相談事業の積極的活用
- (6) 就学前から小学生段階までの子どもの発達に応じた家庭教育に関する学習資料「一人で悩まないで」を積極的に活用するなど、家庭教育を支援する取組の推進
- (7) 親同士のつながりを促進する「親のための応援塾」「ほっとサロン」の支援や学習資料の提供など身近な場での交流や学習機会の充実とネットワークづくり
- (8) 核家族、共働き家庭、ひとり親家庭など保護者の実情に応じた子育て支援活動の充実
- (9) 親子ふれあい事業、親子交流会など、子どもが「包み込まれているという感覚」を実感できるような機会の提供
- (10) 父親のための子育て講座をはじめ父親の育児参加、家庭教育参加を促す具体的取組の推進
- (11) 保護者のPTA活動などへの積極的な参加促進と活動の充実に向けた支援
- (12) 地域ごとに異なる課題の解決に向けた京都府福祉部等関係機関の支援体制の積極的活用
- (13) PTAと連携を図り、いじめ・薬物乱用・ネットトラブルなど現代的課題について語り合ったり、学習したりする場を作るなど、保護者同士のネットワークづくりの推進
- (14) 子育てに対する悩みや不安に対応すべく、関係町村、保育園（所）、関係諸機関等の参画による、地域ぐるみで子育て家庭を見守り支援を届ける体制の構築と活動への支援

地域社会の教育力の向上

【目標】 地域社会は、地域の人々が互いに思いやり、助け合いながら、つながりを持つ場であるとともに、子どもが身近な人々から、温かくて厳しい愛情や信頼、期待などに包み込まれているという感覚をはぐくみ、安心や自信、誇りや責任感をもつことができる大切な場でもある。

そのため、大人自身が学習する機会を設けるなど地域社会の教育力を高め、地域の課題を解決するとともに、地域の絆を強め、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを推進していくよう努める。

また、そうした活動が、学校・家庭・地域社会が目標を共有した上で、連携・協働しながらネットワーク化を図り、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ取組（地域学校協働活動）にも活かされるよう支援していく。

さらに、社会総がかりで「地域のよさを知り、我がふるさと愛し、我がふるさとを誇りに思う」子どもを育てていく。

【具体的対応】

- (1) 地域の人々の絆、つながりを強め、地域づくり・まちづくりを進めるための取組
- (2) 地域住民との関わりの中で得られる様々な経験を通して、子どもの自己肯定感をはぐくむ地域学校協働活動の推進
- (3) 学校、家庭、地域がそれぞれの役割を明確にし、相互にパートナーとして連携・協働して活動する「地域学校協働活動推進事業」の充実
- (4) いじめや非行防止に向けた取組の強化、インターネットにおけるトラブルや犯罪に巻き込まれないためのスキル等の育成など、社会総がかりで健全な子どもをはぐくむべく学校、家庭、地域社会及び関係諸機関・団体とのネットワークの強化
- (5) 危険ドラッグや大麻などの薬物の乱用防止・根絶、インターネットにおけるいじめ、有害情報対策のための啓発資料を保護者、関係機関、関係団体の研修会で活用するなど、子どもの健全育成に向けたネットワークづくりの推進
- (6) 地域のつながりや人的資源を活かした自然、伝統、文化、スポーツなどの地域の特色や子どもの発達段階を踏まえた体験活動の充実
- (7) 子どもが、様々な人々との交流を通して、協調し合うことや人の役に立つことの大切さを実感できるボランティア活動等の充実
- (8) 子どもの居場所づくりを支援する「京のまなび教室推進事業」（かさぎ・まなび塾【笠置町】、あそび塾【和束町】、“Ya! まなび club”【南山城村】など）の充実
- (9) 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に参加できるような地域の中での体験活動や学習活動の充実
- (10) 地域の課題の解決に向けた子育てサポーターやボランティアの養成
- (11) 学校と地域社会の双方向に効果が広がるシステム「結（ゆい）」による地域づくり・まちづくりの推進
- (12) 子どもの健全育成に向けて幅広い地域の関係者が参画するネットワークを充実するなど、地域社会全体で子どもを包み込みはぐくむ環境づくりの推進

子どもへの支援の充実

【目標】 震災や大雨による災害、いじめによる子どもの不登校や自殺、登下校中の交通事故など、子どもの命に関わる大きな災害や事件・事故が発生するとともに、子どもの貧困や人口減少など様々な事象が社会問題化していることを踏まえ、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、これからの時代に求められる資質・能力を子どもたちに身に付けさせるために、学校、家庭、地域社会が連携・協働して、子どもを支援する取組を推進する。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「京都府子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」を踏まえた取組の充実に努める。

【具体的対応】

- (1) 学校・家庭・地域社会の連携・協働のもと、経済的に困難な状況に置かれている子どもの学びと生活の支援をする取組の推進
- (2) 学校と地域社会、関係機関等が連携した、気になる児童生徒の家庭状況の把握と改善への取組の促進
- (3) 地域住民による声かけ・あいさつ・見守り運動を実施するなど、地域全体で子どもを見守る取組の支援
- (4) 「土曜教育」における子どもの活動に対する保護者や地域住民による支援の充実
- (5) 「京のまなび教室推進事業」における豊かな体験活動・学習活動に対する支援の充実
- (6) 障がいのある子どもを含めた児童生徒間交流や世代間交流の推進に係る支援
- (7) 学校図書室と3町村の各図書室との連携、読み聞かせをはじめとする読書ボランティアの支援による子どもの読書活動の充実
- (8) 「相楽東部広域連合子どもの読書活動推進計画」に基づいた、家庭・学校・地域社会が一体となり社会総がかりで取り組む読書の推進
- (9) 青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむべく、関係機関や学校等と連携・協働した体験活動及びボランティア活動の充実

人権教育の推進

【目標】 近年の社会状況の急激な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきており、自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が自然に現れるような人権意識をしっかりと身に付けることが求められている。

そのため、人権という普遍的文化の構築を目標とした「京都府人権教育・啓発推進計画」（第2次）及び3町村の「人権教育・推進計画」を踏まえ、自己実現とすべての人の尊厳、人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組を推進することとし、生涯にわたりあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。

【具体的対応】

- (1) 管内各地域での学習活動を効果的に推進するための、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関、人権（同和）教育推進協議会などの団体と連携・協働した総合的な取組の促進
- (2) 学校、家庭、地域社会、職場など身近な生活の場における、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の促進と、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できる態度をはぐくむことができる取組の推進
- (3) 生涯学習の視点に立って、法の下での平等、個人の尊厳といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点（同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、ハンセン病・感染症・難病患者等、犯罪被害者等）からのアプローチを組み合わせ、地域の実情に応じた学習機会の充実
- (4) 個人情報保護の保護、インターネット社会における人権の尊重など、社会情勢の変化等により顕在化している人権課題への適切な対応
- (5) 「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現を目指す法律を踏まえた人権教育を推進すべく、「人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）」を活用した、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上を図る研修の充実
- (6) 障がいのある人の自立と社会参加の促進や、女性、高齢者などそれぞれの立場の人々の自己実現に向けた学習活動の支援
- (7) 地域の実情を踏まえた学習教材の充実、「人権学習資料（社会教育編）」などを活用した学習内容や方法の工夫改善及び参加型学習の積極的な取り入れ
- (8) いじめ・不登校・虐待・体罰・子どもの貧困について社会総がかりで取り組むべく、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関・団体などが連携・協働した取組の推進
- (9) 青少年の社会性や思いやりの心をはじめとする豊かな人間性をはぐくむべく、ボランティア活動や自然体験活動の充実に向けた関係機関・学校等との連携の推進
- (10) 人権月間を中心としたイベントや街頭啓発、啓発パネルの展示等による人権啓発活動の充実
- (11) 人権教育・啓発事業における学習活動を通じた3町村の住民相互交流の促進